

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	動物トータルケア学科				
実施方法	① 通学 (<u>昼間</u> ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	1312040	—	2420011	—	8
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 平成31年4月1日 令和9年9月30日まで	過去一 年の講 座実績	入講者数(91人)	修了者数 (96人)	
訓練期間	36ヶ月		総訓練時間	2090時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 () <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input checked="" type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ()			
		教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 愛玩動物看護師			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		ヤマザキ動物看護専門職短期大学			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		本学に3年以上在学し、基礎科目15単位(必修科目12単位、選択科目3単位)、職業専門科目68単位(必修科目64単位、選択科目4単位)、展開科目15単位(必修科目1単位、選択科目14単位)、総合科目2単位、併せて100単位以上を修得し、愛玩動物看護師国家試験の受験資格を得て、学長から認定されること。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		動物看護の知識を身に付け、また愛玩動物看護師国家資格を保持し動物病院および動物関連企業に従事する。			
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)					
区分	国家試験科目	科目名	必・選	時間	備考
基礎科目	○	生命倫理学・動物福祉学	必	30	
	○	動物医療コミュニケーション	必	16	
	○	公衆衛生学	必	30	
		英語 I	必	30	
		コンピュータリテラシー	必	30	
		コンパニオンアニマルケア論	必	16	
		コンパニオンドッグトレーニング論	必	16	
		アッセンブリーアワー I	必	16	
		心理学	選	30	
		キャリアマネジメント	選	16	左記より2科目以上を選択し、46時間以上を学修する
		環境科学	選	30	
		英語 II	選	30	
	○	動物看護学概論	必	16	
	○	動物形態機能学	必	30	
	○	動物形態機能組織学	必	30	
	○	動物内科看護学	必	30	
	○	動物外科看護学	必	30	
	○	動物臨床看護学総論	必	16	
	○	動物臨床看護学各論	必	30	
	○	動物繁殖学	必	16	
	○	動物病理学	必	16	

職業専門科目	○	動物薬理学	必	30		
	○	動物感染症学	必	30		
	○	動物臨床検査学	必	30		
	○	動物栄養学	必	30		
	○	動物行動学	必	30		
	○	人と動物の関係学	必	16		
	○	動物看護関連法規	必	16		
	○	動物愛護・適正飼養関連法規	必	16		
	○	愛玩動物学	必	30		
	○	適正飼養指導論	必	30		
	○	比較動物学	必	30		
	○	動物生活環境学	必	16		
	○	ペット関連産業概論	必	16		
			動物看護総合演習1(国家試験対策講座)	必	16	
			動物看護総合演習2(国家試験対策講座)	必	16	
			動物看護総合演習3(国家試験対策講座)	必	16	
	○		動物形態機能学実習	必	45	
	○		動物内科看護学実習	必	90	
	○		動物外科看護学実習	必	90	
	○		動物臨床検査学実習	必	90	
			コンパニオンドッグトレーニング実習	必	60	
			コンパニオンアニマルケア実習Ⅰ	必	90	
			コンパニオンアニマルケア実習Ⅱ	必	60	
	○		動物愛護・適正飼養実習	必	45	
			臨地実習1	必	30	
	○		臨地実習2	必	30	
	○		臨地実習3	必	150	
			臨地実習4	必	120	
			臨地実習5	選	120	左記のどちらかの科目を選択し、 120時間以上を学修する
			臨地実習6	選	120	
展開科目		アニマルアシステッドセラピー論	必	16	左記の科目から7科目以上を選択し、 210時間以上を学修する	
		ジェロントロジー	選	30		
		社会福祉学	選	30		
		高齢者心理	選	30		
		死生学	選	30		
		産業論	選	16		
		起業論	選	30		
		IT社会論	選	16		
		情報危機管理論	選	16		
		災害・危機管理論	選	30		
		美術史	選	30		
		医療安全	選	30		
総合科目		アッセンブリーアワーⅡ	必	16		
		アッセンブリーアワーⅢ	必	16		

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	特になし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校または中等教育学校を卒業した者及び卒業見込みの者 通常の過程による12年の学校教育を修了した者及び見込みの者 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者およびこれに該当する者
③その他	

〔特記事項〕

--

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	81	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	100	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	76	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		17	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人		
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	17	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる	0	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	16	人	④A: 就業者計	17人
	2 非正社員、派遣社員	1	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業者	0	人	④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	0人
	2 1割以上3割未満増加した	0	人		
	3 1割未満増加した	0	人		
	4 変わらない	0	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	7	人	⑥の回答数合計	37人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	9	人		
	3 社内外の評価が高まる	5	人		
	4 早期に転職・再就職できる	5	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	3	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	3	人		
	7 趣味・教養に役立つ	5	人		
	8 その他の効果	0	人		
	9 特に効果はない	0	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	17	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	17人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	3	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	17人
	2 おおむね満足	11	人		
	3 どちらとも言えない	2	人		
	4 やや不満	1	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業側の評価等)

令和6年度卒業生86人(内、留年生5人)の就職等の状況: 進学者1人(1.2%)・就職者76人(88.4%)・その他9人(10.5%)
就職先内訳: 動物病院79.0%、動物関連企業11.8%、一般企業9.2%

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 科目ごとペーパーテスト、実技試験、演習、課題提出のいずれかもしくは複数を組み合わせて行う。

(通信制講座の場合)
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法		
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	履修した全ての科目が不合格であった者は原級に留める(進級不可)。	
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	科目ごとペーパーテスト、実技試験、演習、課題提出のいずれかもしくは複数を組み合わせて行う。	
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	本学に3年以上在学し、基礎科目15単位(必修科目12単位、選択科目3単位)、職業専門科目68単位(必修科目64単位、選択科目4単位)、展開科目15単位(必修科目1単位、選択科目14単位)、総合科目2単位、併せて100単位以上を修得し、愛玩動物看護師国家試験の受験資格を得て、学長から認定されること。	
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	卒業単位を満たすこと。	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法		
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	リアクションペーパーにより理解度を確認し、次回の授業時に復習を兼ねて説明を行う。 クラス制ならびに担任制により授業や学校生活に対する助言を行う。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	「国家試験対策講座」を全学年に設定かつ必修科目として資格取得を目指してきめ細かな指導を実施している。 就職に関しては、キャリア支援センターを設置し、学生が気軽に相談できる体制を整えている。 さらに就職セミナーを実施し就職への意識づけを行っている。	
8. その他の事項		
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人ヤマザキ学園 (代表者名: 理事長 山崎 薫)	
住所及び連絡先	東京都渋谷区松濤2-3-10 TEL 03-3468-1100	
施設名称及び施設長名	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 (施設長: 学長 山川 伊津子)	
住所及び連絡先	東京都渋谷区松濤2-3-10 TEL 03-3468-1101	
苦情受付者	氏名 荒木 功 所属 事務局 事務担当者 氏名 後藤 理子 所属 事務局	
連絡先	TEL 03-3468-1101 連絡先 TEL 03-3468-1101	
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 3,250,000 円	
支払い方法	① 一括払	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 250,000 円
	② 分割払	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 3,000,000 円 (第1期 500,000 円 第2期 500,000 円 第3期 500,000 円 第4期 500,000 円 第5期 500,000 円 第6期 500,000 円) (うち、必須教材費 0 円)
③ 両方可能	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 1,479,370 円	
	① 任意の教材費(税込額) 318,460 円	
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 30,000 円	
	③ 施設維持費(税込額) 840,000 円	
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額) 290,910 円	
	3. 総額 (1+2) (税込額) 4,729,370 円	

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。